

八 幡 市

バリアフリー基本構想

<概要版>

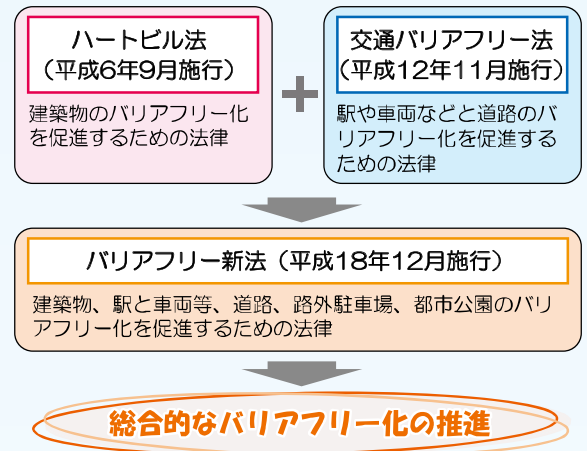


平成 22 年 2 月
八 幡 市

基本構想の背景

近年、急速な高齢化への対応や、障がいのある人が障がいをもたない人と同等に生活し活動する社会の実現が求められていることから、平成18年12月には「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー新法」という）が定められ、バリアフリー化を推進する法制度が整えられました。

本市においても、八幡市福祉のまちづくり要綱を定めるなど、バリアフリー化への取り組みを積極的に進めてきましたが、この機を捉え八幡市駅、橋本駅を含めた2つの地区において一体的な整備を進めるため基本構想を策定し、より積極的なバリアフリー化に取り組みます。



基本構想の目標と基本方針

● 基本構想の目標

だれもが安全・安心に活動できる住みよいまち八幡

● 基本方針

あらゆる人を対象としたバリアフリー

高齢者、障がい者だけでなく、妊産婦、けが人、子ども等も対象としたバリアフリー化に取り組みます。また、建築物や道路といったハード面だけではなく、広報や啓発、教育、市民活動支援などのソフト面も取り組むことにより、適切なバリアフリー化を図ります。

幅広い施設を対象としたバリアフリー

鉄道駅、道路、建築物、公園等のうち効果的にバリアフリー化できる施設を選定し、ひとつひとつの施設を個別に整備するのではなく、つながりのある一体的な整備に取り組みます。

心のバリアフリー

みんなが気持ちよくいきいき暮らすことができるよう、広報・啓発活動や学校教育との連携により「心のバリアフリー化」を進めます。

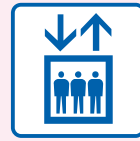
協働により段階的・継続的に取り組んでいくバリアフリー

効率的なバリアフリー化の実現に、市民・行政・施設設置管理者等が協働し一体となって取り組みます。事業の計画、実施、評価の各段階で内容を確認しながら、継続的なバリアフリー化に取り組みます。

整備の基本的な考え方

< 鉄道 >

- 公共用通路から車両の乗降口に至る経路のバリアフリー化
- わかりやすい情報案内の実施など、施設にユニバーサルデザインの考えを取り入れた整備



エレベーターを示す絵文字



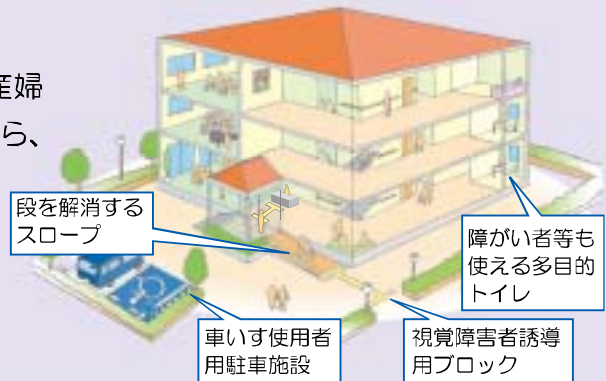
オストメイトに対応した水洗器具の設置を示す絵文字

< バス >

- 車両更新時には、今後も、高齢者、障がい者等のあらゆる人が利用しやすいバス車両の導入を継続して実施

< 建築物 >

- 公共建築物は、道路等や車いす使用者用駐車施設から受付や多目的トイレ等のバリアフリー化された設備までの経路を確保
- 公共建築物は、高齢者や障がい者のほか、妊産婦や幼児まで幅広く利用される施設であることから、多様な人が利用できるよう設備やサインを充実
- 商業施設や郵便局等については、道路等や車いす使用者用駐車施設から売場や受付までの経路を確保



< 道路・バス停・駅前広場 >

- 歩道の設置されている道路では、交差点周辺で生じている急なすりつけ勾配の緩和や段差の縮小、車両乗入れ部における平坦性の確保、視覚障害者誘導用ブロックの敷設等の整備
- 歩道のない道路では、溝ぶた等の設置や区画線による歩行スペースの確保、歩行しやすい舗装面の確保等の整備
- 高齢者、障がい者等のあらゆる人が快適に利用できるバス停とするため、ベンチを設置するなどのバリアフリー化
- 駅前広場では、歩道の設置されている生活関連経路と同様の整備を行うとともに、バスやタクシーの乗降や車いす使用者の一般車両からの乗降を円滑にできるよう整備



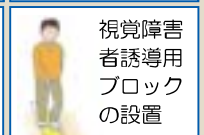
歩道の段差解消及び勾配の改善



バスに乗りやすい歩道の高さを確保



ベンチなどの休憩施設の設置



視覚障害者誘導用ブロックの設置

< 交通安全 >

- 信号機への視覚障害者用付加装置や道路標示の設置等により、あらゆる人が安全かつ円滑に移動できるよう道路整備と調整を図りながら整備



カックコー
カックコー

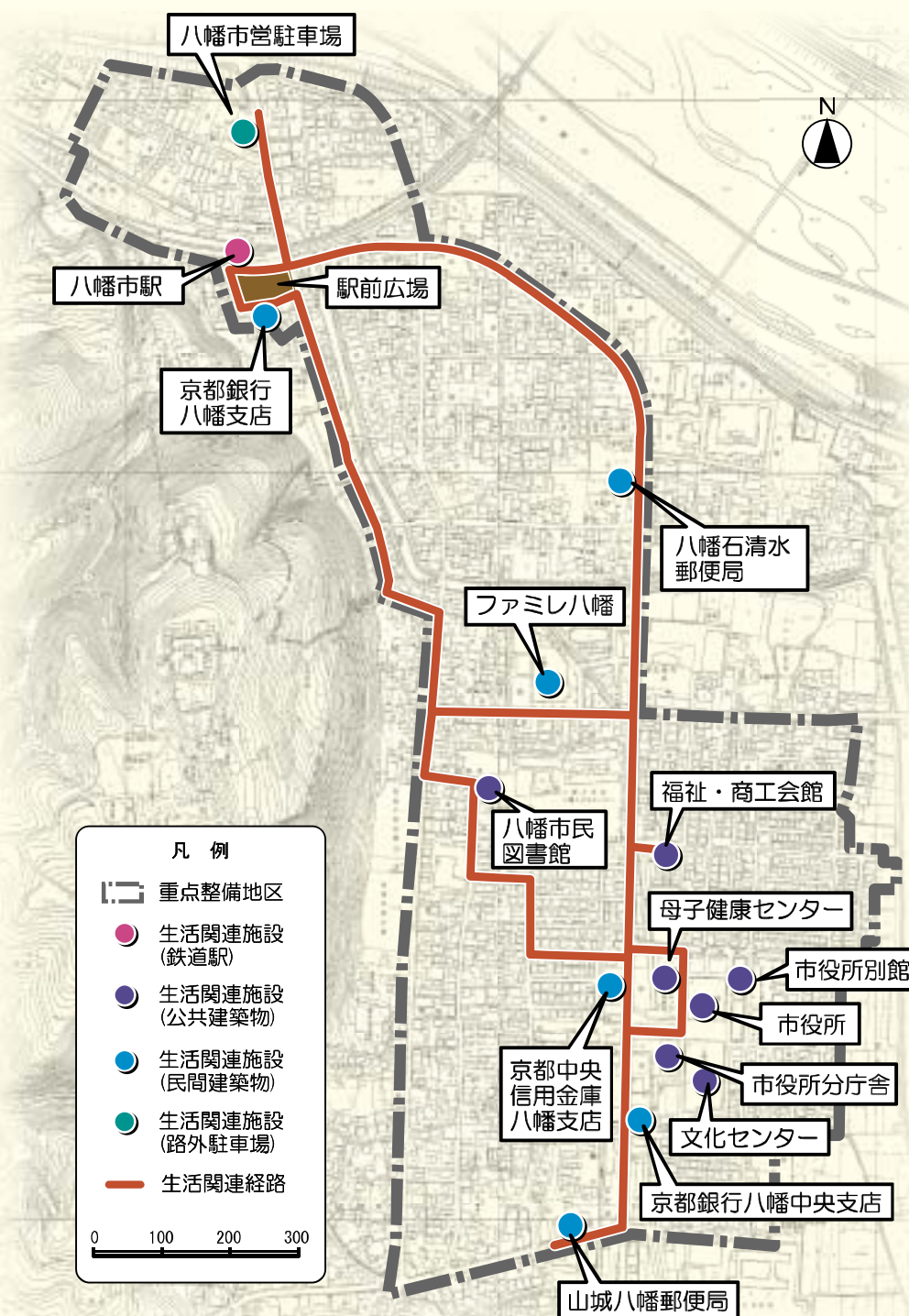
八幡市駅及び市役所周辺重点整備地区

●おもな整備目標

(短期：～平成22年度、中期：平成23～27年度、長期：平成28年度以降)

公共交通			
<八幡市駅>			
幅広自動改札機の設置	●		
移動等円滑化された経路を確保	●		
階段への2段手すりの設置	●		
多目的トイレの設置	●		
視覚障害者誘導用ブロックの敷設	●		
運行情報提供設備の設置	●		
<バス>			
低床バス車両の導入	済		
筆談具の設置等		●	
八幡市駅の時刻表等を見えやすく改善	●		

公共建築物			
<八幡市役所・別館・分庁舎>			
階段への点状ブロックの敷設	●	●	
階段の段鼻部の視認性を向上	●		
トイレへのベビーチェアの設置	●	●	
車いす使用者用駐車施設の標識を設置	●		
<文化センター>			
視覚障害者誘導用ブロックの敷設	●		
廊下への手すりの設置		●	
片手で切れる紙巻器への交換	●		
誘導サインや標識等の改修		●	
<母子健康センター>			
視覚障害者誘導用ブロックの改修		●	
オストメイト対応水洗器具の設置		●	
トイレの標識を見えやすい位置に設置	●	●	
<八幡市民図書館>			
片手で切れる紙巻器への交換	●		
エレベーター制御ボタンに点字を貼付	●		
エレベーター内鏡の配置を変更	●	●	
車いす使用者用駐車施設の設置		●	●
<福祉・商工会館>			
トイレ付近への点状ブロックの敷設	●		
トイレへのベビーチェア等の設置		●	
エレベーター内鏡の配置を変更	●		



生活関連施設：高齢者、障がい者等が日常生活や社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設や商業施設などの施設
 生活関連経路：生活関連施設を結ぶ道路や駅前広場などの経路
 重点整備地区：生活関連施設が徒歩圏内に集積しているなど、バリアフリー新法で定められる要件を満たす地区

民間建築物			
<ファミレ八幡>			
多目的トイレに荷物台等を設置	●		
多目的トイレにオストメイト対応水洗器具の設置	●	●	
<山城八幡郵便局>			
前後と明度差のあるスロープに改善		●	
<八幡石清水郵便局>			
ATM や受付までの誘導ブロックを敷設		●	
既設の誘導ブロックを JIS 規格に改修	●		
<京都銀行八幡支店>			
あら目のグレーチングを細目に改修	●		
車いす使用者用駐車施設の設置	●		
<京都銀行八幡中央支店>			
車いす使用者用駐車施設の標識を設置	●		
<京都中央信用金庫八幡支店>			
車いす使用者用駐車施設の設置		●	●

駐車場			
<八幡市営駐車場>			
車いす使用者用駐車施設の設置	●	●	

道路			
<歩道のある道路>			
こう配や段差、視覚障害者誘導用ブロックについてのバリアフリー化	●	●	●
<歩道のない道路>			
溝ふた等の改修	●	●	●
区画線等の設置の検討	●	●	

駅前広場			
<駅前広場>			
歩道の段差や急こう配等の改修	●		
視覚障害者誘導用ブロックの整備	●		
障害者停車場施設の設置を検討	●	●	●

信号機等			
<信号機等>			
視覚障害者用付加装置等の設置		●	●
高齢者等が青信号を延長できる装置の設置	●	●	
違法駐車を取り締まりを強化	●	●	●

橋本駅周辺重点整備地区



- 凡例**
- 重点整備地区
 - 生活関連施設 (鉄道駅)
 - 生活関連施設 (公共建築物)
 - 生活関連施設 (民間建築物)
 - 生活関連経路
- 0 100 200 300

●おもな整備目標

(短期：～平成 22 年度、中期：平成 23～27 年度、長期：平成 28 年度以降)

公共交通	<橋本駅>			短	中	長
	幅広自動改札機の設置 (淀屋橋方面)	●				
	視覚障害者誘導用ブロックの敷設	●				
	ホームへの内方線の追加	●				
公共建築物	<橋本公民館>			短	中	長
	前後と明度差等のあるスロープに改善	●				
	階段の段鼻部の視認性を向上	●				
	車いす使用者用駐車施設の設置	●	●			
民間建築物	<八幡橋本郵便局>			短	中	長
	ATM や受付までの誘導ブロックの敷設	●	●			
	<京都中央信用金庫橋本支店>			短	中	長
	ATM や受付までの誘導ブロックの敷設		●	●		
道路	<歩道のある道路>			短	中	長
	こう配や段差、視覚障害者誘導用ブロックについてのバリアフリー化			●	●	
	<歩道のない道路>			短	中	長
	溝ふた等の設置及び改修	●	●			
	区画線等の設置の検討	●	●	●		

<整備イメージ>



【運行情報提供設備】
文字により電車の接近などを知らせ、聴覚障がいのある人も情報を得ることができます。



【内方線】
視覚障がいのある人が、ホームの端を知らせる点状ブロックの上に立ったときに、ホームの内側を知ることができます。



【階段の段鼻部】
階段の先端に、周りとの色や明るさの差をつけることで、1段1段が見えやすくなります。



【細目のグレーチング】
車いすの前輪やつえ、ヒールのかかたが落ち込まなくなります。

総合的なバリアフリー化の推進

● 心のバリアフリー

バリアフリーへの関心を高める施策

- ★市広報紙やホームページを用いた広報活動の実施
- ★市内での多目的トイレの設置された位置を示すなどしたバリアフリーマップの作成
- ★バリアフリーに配慮して整備された設備を示すバリアフリーシンボルマークの創設
- ★交通マナーや不法駐輪・駐車、看板のはみ出し規制や道路等へはみ出した民地植木の刈り込み・植木鉢移動等の啓発
- ★バリアフリーに関するシンポジウムや講演会の開催

高齢者、障がい者等への理解を深める機会の創出

- ★学校教育や地域交流の機会を活用した相互理解の深化
- ★点字や手話、介助方法についての講習会の開催
- ★車いす使用者や視覚障がい者等の疑似体験が可能な教室等の開催

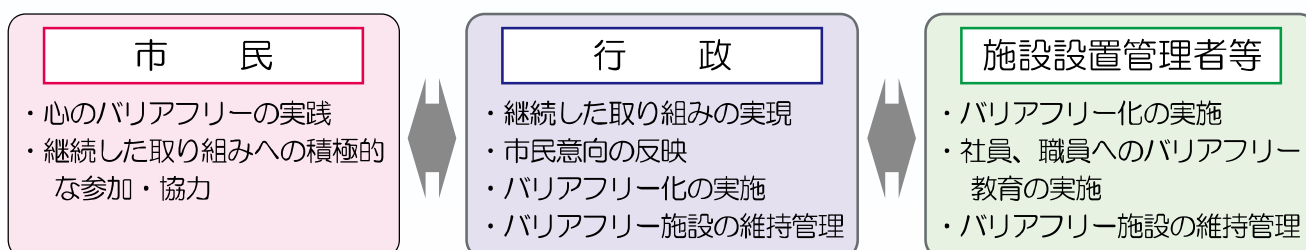
● バリアフリー化のさらなる推進

- ★市の建築物では、小規模な段差の解消やわかりやすいサインの設置等、比較的容易に行えるバリアフリー化は市全域で積極的に進めていきます。
- ★市の都市公園については、段差の解消や平坦な園路の確保、手すりの設置等といったバリアフリー化に努めていきます。
- ★地域の生活の中心となりうるエリアについては、適切な事業実施の機会を捉えバリアフリー基本構想に準じた整備を行い、その他の歩行者等の利用がある道路については、日常の維持修繕の中において、バリアフリー化を念頭に改修等を行っていきます。

● 今後の推進方策

バリアフリー化の実現には、市民及び行政、施設設置管理者等が連携を図りながらバリアフリー化を進めていくことが重要です。このため、基本構想の推進にあたっては、各々が下記の役割をふまえ、相互に協力してバリアフリー化に努めます。

また、基本構想策定後は、おもに障がい者に対しバリアフリー基本構想の達成内容の紹介や進捗状況の報告、意見交換等を行う場として「八幡市福祉のまちづくり推進協議会」を活用し、市民等利用者からの意見集約等も行いながら、「計画・実施・評価・改善」の継続した取り組みを実践していきます。



基本構想策定の取り組みについて

バリアフリー新法により、基本構想を作成しようとする市町村は、連絡調整などを行うための協議会を組織することができます。また、国の定める「移動等円滑化の促進に関する基本方針」では、高齢者、障がい者等の意見を十分に聴き、基本構想に反映することが重要であると示されています。

これに沿って、本市では、平成20年11月に「八幡市バリアフリー基本構想検討協議会」を設置し、計4回の検討を重ね、八幡市バリアフリー基本構想を策定しました。基本構想の策定にあたっては、高齢者、障がい者等の意見を広く得るため、市民アンケート調査及び障がい者団体へのヒアリング調査を実施し、その結果をふまえ八幡市駅と橋本駅を含めた2つの重点整備地区を定めました。平成21年5月には、重点整備地区において八幡市バリアフリー基本構想検討協議会のメンバーや障がい者団体、公募市民によるまちあるき点検調査を実施し、調査結果を基にして建築物や道路におけるバリアフリー化の整備内容を定めました。

●八幡市バリアフリー基本構想検討協議会

<高齢者、障がい者団体等>

八幡市老人クラブ連合会
八幡市身体障がい者協会
八幡市ろうあ協会
八幡市難聴者協会
京都府視覚障がい者協会八幡支部
八幡市手をつなぐ親の会
公募市民

<施設設置管理者等>

京阪電気鉄道株式会社
京阪バス株式会社
八幡警察署
国土交通省近畿地方整備局
京都府山城北土木事務所

<その他関連機関等>

学識経験者
八幡市自治連合会
八幡市PTA連絡協議会
八幡市社会福祉協議会
八幡市商工会
八幡市（副市長）

<オブザーバー>

国土交通省近畿運輸局
京都府山城広域振興局
八幡市（政策推進部、総務部、福祉部、健康部、都市整備部）

<事務局>

八幡市 まちづくり推進課

●八幡市バリアフリー基本構想策定のおもな経緯

- 第1回検討協議会（平成20年11月6日開催）
- 第2回検討協議会（平成21年3月13日開催）
- まちあるき点検調査（平成21年5月23日実施）
- 第3回検討協議会（平成21年8月24日開催）
- 第4回検討協議会（平成21年11月30日開催）



●まちあるき点検調査及び意見交換会

車いすでは改札を
通れない。



目があらいと
つえが落ちこむ。



グループで意見
を交換しました。



八幡市都市整備部まちづくり推進課
平成22年2月

〒614-8501 八幡市八幡園内75 八幡市役所
電話：075-983-1111（代表） ファックス：075-982-7988
電子メール：machizukuri@mb.city.yawata.kyoto.jp